

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2021年9月15日

理事長 清野 智

訪日外客数（2021年8月推計値）

～ 8月：25,900人、国際的な移動の制約続く ～

- 2021年8月の訪日外客数は25,900人であった。これは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止策の一環として一部の例外を除いて国境を跨ぐ往来が停止されていることによるもので、COVID-19の影響前の2019年同月比99.0%減に相当する。なお、観光目的の入国は引き続き認められていない。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られる中で、COVID-19の感染状況の変化により日本及び各国の措置は緩和・強化が繰り返されてきた。日本においては、変異株の感染拡大防止や日本国内における感染抑止のため、新規入国の一時停止、ビジネストラック・レジデンストラックの運用の停止、検疫の強化等の措置が引き続き取られており、訪日外客数は依然として低水準であるが、8月は前月（7月）に引き続き、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手・大会関係者の入国等により、前年同月を上回った。
- COVID-19の感染拡大防止策の一環として、観光目的の国際的な移動に制約が続いている。一方、フランスなど欧米豪市場を中心に一部の国においては、ワクチン接種の普及等を受けて入国後の行動制限が緩和されるなどの動きも見られ、感染状況の変化とともに各国の出入国規制や市場動向を引き続き注視していく必要がある。

*本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

*月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2021年）（PDF・Excel）」

*最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※7・8月のトピックスは2021年9月末頃に掲載予定。）

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

*訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

2021年 訪日外客数・出国日本人数 (対2019年比)

2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2019)

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年9月15日
15/Sep/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2021	伸率 Change %	2019	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,452,157	48,691	-96.6
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	7,355 (266)	-99.7 (-100.0)	1,534,792	24,807	-98.4
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)	12,276 (374)	-99.6 (-100.0)	1,929,915	28,896	-98.5
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)	10,853 (740)	-99.6 (-100.0)	1,666,546	35,905	-97.8
5 May	2,773,091 (2,455,865)	10,035 (1,057)	-99.6 (-100.0)	1,437,929	30,121	-97.9
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)	9,251 (1,657)	-99.7 (-99.9)	1,520,993	30,666	-98.0
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)	*51,100	* -98.3	1,659,166	43,184	-97.4
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)	*25,900	* -99.0	2,109,568	*66,100	* -96.9
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)			1,751,477		
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)			1,663,474		
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)			1,642,333		
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~8 Jan.-Aug.	22,144,937 (19,729,200)	*173,300	* -99.2	13,311,066	*308,400	* -97.7
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in () represent the number of tourists among the total.

【参考】2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2020年比）

【reference】2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2020)

日本政府観光局(JNTO)

Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年9月15日

15/Sep/2021

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2020	2021	伸率 Change %	2020	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,661,022 (2,287,755)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,380,762	48,691	-96.5
2 Feb.	1,085,147 (898,976)	7,355 (266)	-99.3 (-100.0)	1,316,820	24,807	-98.1
3 Mar.	193,658 (119,645)	12,276 (374)	-93.7 (-99.7)	272,697	28,896	-89.4
4 Apr.	2,917 (776)	10,853 (740)	272.1 (-4.6)	3,915	35,905	817.1
5 May	1,663 (108)	10,035 (1,057)	503.4 (878.7)	5,539	30,121	443.8
6 Jun.	2,565 (226)	9,251 (1,657)	260.7 (633.2)	10,663	30,666	187.6
7 Jul.	3,782 (418)	*51,100	*1,251.1	20,295	43,184	112.8
8 Aug.	8,658 (482)	*25,900	*199.1	37,137	*66,100	*78.0
9 Sep.	13,684 (497)			31,606		
10 Oct.	27,386 (760)			31,049		
11 Nov.	56,673 (1,030)			30,703		
12 Dec.	58,673 (1,557)			33,033		
1~8 Jan.-Aug.	3,959,412 (3,308,386)	*173,300	*-95.6	3,047,828	*308,400	*-89.9
1~12 Jan.-Dec.	4,115,828 (3,312,230)			3,174,219		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2020年の値は確定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2020) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2021年8月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Aug. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 8月	2021年 8月	伸率(%)	2019年 1月～8月	2021年 1月～8月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,520,134	25,900	-99.0	22,144,937	173,300	-99.2
韓国	South Korea	308,730	1,600	-99.5	4,733,063	11,700	-99.8
中国	China	1,000,639	2,400	-99.8	6,583,524	29,300	-99.6
台湾	Taiwan	420,279	400	-99.9	3,360,344	3,600	-99.9
香港	Hong Kong	190,260	100	-99.9	1,504,959	800	-99.9
タイ	Thailand	49,589	300	-99.4	806,386	2,000	-99.8
シンガポール	Singapore	19,698	90	-99.5	255,497	600	-99.8
マレーシア	Malaysia	19,827	200	-99.0	280,713	1,200	-99.6
インドネシア	Indonesia	16,160	600	-96.3	257,248	3,300	-98.7
フィリピン	Philippines	31,470	400	-98.7	364,361	3,600	-99.0
ベトナム	Vietnam	43,709	400	-99.1	337,718	22,400	-93.4
インド	India	13,308	300	-97.7	119,470	4,100	-96.6
豪州	Australia	26,951	500	-98.1	388,730	2,600	-99.3
米国	U.S.A.	117,828	3,000	-97.5	1,149,817	13,900	-98.8
カナダ	Canada	27,568	500	-98.2	240,622	2,500	-99.0
メキシコ	Mexico	4,800	200	-95.8	45,085	1,000	-97.8
英国	United Kingdom	26,213	1,300	-95.0	240,839	5,900	-97.6
フランス	France	30,851	1,800	-94.2	225,795	5,500	-97.6
ドイツ	Germany	17,264	1,000	-94.2	154,336	4,200	-97.3
イタリア	Italy	22,804	600	-97.4	111,138	2,800	-97.5
ロシア	Russia	8,321	800	-90.4	73,266	2,800	-96.2
スペイン	Spain	20,009	600	-97.0	87,202	2,600	-97.0
中東地域	Middle East	6,254	700	-88.8	59,137	2,200	-96.3
その他	Others	97,602	8,110	-91.7	765,687	44,700	-94.2

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:160の国、地域(8月24日現在))

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(160 countries or regions are subject to denial of landing as of August 24th).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2020年10月1日から、ビジネス上必要な人材等（順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格へも拡大）に限り、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める。）していたが、2020年12月28日以降、当分の間、この仕組みによる全ての国・地域からの新規入国を一時停止している。また、2020年11月1日からの感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていた一部の国も含め、2021年1月9日以降、当分の間、すべての国・地域からの入国者・再入国者・帰国者に対し、日本人を含め、上陸時のPCR検査の受検等を実施することとした。更に1月14日以降は、「ビジネストラック」「レジデストラック」の運用も停止している。

※ 「レジデストラック」とは、入国後14日間の自宅待機は維持しつつ例外的に日本と相手国間の往来を認める仕組みで、主に駐在員の派遣・交代など、長期滞在者用。「ビジネストラック」とは、「活動計画書」の提出等の条件の下、日本または相手国入国後の14日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を認める仕組みで主に短期出張者用。

※ 「スワブ検査」とは、鼻咽頭ぬぐい液（スワブ）を検体として実施するPCR検査のこと。

注）当該「地域別訪日旅行市場の概況」においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

1. アジア

①東アジア

● 韓国は、1,600人（対2019年同月比99.5%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年10月8日から「レジデストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。
- ・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されており、9月13日まで延長と発表されている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に発給されたPCR検査陰性証明書の提示、入国後1日以内のPCR検査の受検、原則14日間の自宅又は施設での隔離及び隔離期間解除前の検査受検等が義務づけられている。なお、韓国内で2回のワクチンを接種し、14日以上が経過してから出国した者が日本から帰国する際に、PCR検査で陰性であれば、入国後計3回のPCR検査受検により、隔離義務が免除されていたが、9月1日より日本が変異株流行国に指定されたことから免除対象外となった。

・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 中国は、2,400人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年11月30日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。

・2020年4月21日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、フライト搭乗前2日以内に実施したPCR検査と抗体検査(IgM抗体検査)の陰性証明の取得及び搭乗時の陰性証明書の提示、原則として14日間の施設での隔離等が求められている。

・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、400人（対2019年同月比99.9%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証免除措置の停止の対象となっている。

・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月8日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。

・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入国については、入国時と14日間の防疫ホテル等での隔離期間終了時のPCR検査受検、隔離開始後10～12日目の抗原検査受検が求められている。

・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、100人（対2019年同月比99.9%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入国については、入国時に日本出発前72時間以内のPCR検査陰性証明書の提出、PCR検査等の受検及び21日間の指定ホテルでの隔離等が求められている。なお、ワクチン接種済みであれば、日本からの入国時の隔離期間は14日間に短縮される。また、ワクチン接種に加え、入国時のPCR検査で陰性かつ過去3か月以内の抗体検査で陽性で、入国前14日間において

日本を含む高リスク国、中リスク国または台湾にしか滞在していなければ、日本からの入境時の隔離期間は7日間に短縮されていたが、8月20日に中止と発表された。抗体検査陽性の場合も隔離期間は14日間となる。

・日本への直行便は 2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② 東南アジア

● タイは、300人（対2019年同月比99.4%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年7月29日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年6月4日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 出国制限はないものの、タイ民間航空局はタイ政府が許可した臨時便、特別便を除き、通常旅客便の運航を引き続き禁止している。自国民の日本からの入国については、最低14日間の隔離が義務付けられている。

● シンガポールは、90人（対2019年同月比99.5%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月18日から「ビジネストラック」、9月30日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。
- ・ シンガポール政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内及び入国時のPCR検査受検、政府指定施設での14日間の隔離、隔離中3回の自主検査及び隔離終了前の指定された日のPCR検査受検が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は条件を満たせば指定施設に代えて自宅や自己手配ホテルでの隔離が可能になっている。
- ・ 日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、200人（対2019年同月比99.0%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月8日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年8月14日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されている。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発3日前のサブ検査と入国時のPCR検査、14日間の隔離及び隔離施設退出2日前のPCR検査受検が義務付けられている。ワクチン接種完了者は、条件を満たせば指定施設に代えて自宅隔離が可能になっている。
- ・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、600人（対2019年同月比96.3%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年7月9日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目、6日目及び10日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・インドネシア政府により、自国民に対し出入国時のワクチン接種証明書の提示が求められている。自国民の日本からの入国については、PCR検査の陰性証明書の提出またはPCR検査受検と8日間の政府指定施設での隔離の後、入国後14日目までの自己隔離が義務付けられている。
- ・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、400人（対2019年同月比98.7%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年7月1日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・2020年10月21日より、フィリピン人の自由な海外渡航が許可されたが、自国民の日本からの入国については、入国後14日間の隔離が義務付けられている。入国後10日間は指定ホテルでの隔離となり、PCR検査を受検し、陰性の場合には自宅等に移り、入国から14日間の隔離となっている。
- ・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、400人（対2019年同月比99.1%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 7 月 29 日から「レジデンストラック」、11 月 1 日から「ビジネストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明書等の提出と入国後 14 日間の集中隔離及びその後の 14 日間、自宅・居住地での健康観察、外出の差し控え等を行うこととされているが、隔離期間終了後の扱いについては、勤務先又は居住先の省・市によって異なる。一方、2021 年 9 月以降の一部路線では、一定の条件を満たしたワクチン接種者について、集中隔離期間を 7 日間、その後の健康観察期間を 7 日間とする旨の通達が発表されている。
- ・ 日本への直行便は 2021 年 9 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、300 人（対 2019 年同月比 97.7%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 8 月 14 日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目及び 6 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。また、2021 年 5 月 14 日以降、当分の間、再入国も禁止されている。
- ・ インド政府から発令された海外渡航中止勧告と観光目的以外の人的往来を可能とする二国間協定等による臨時便を除く国際旅客便の運航停止が継続している。
- ・ インド政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、自宅等での 14 日間の隔離等（PCR 検査の陰性証明を出国前 72 時間以内に取得すれば 14 日間のセルフモニタリングの実施のみ）が必要となる。

2. 豪州、北米

● 豪州は、500 人（対 2019 年同月比 98.1%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証免除措置停止の対象となっている。
- ・ 豪州政府による日本への海外渡航禁止が継続している。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の 72 時間以内の PCR 検査受検及び空港での陰性証明書の提示と指定された施設における 14 日間の隔離が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 9 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、3,000 人（対 2019 年同月比 97.5%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等の対象となっている。なお、フロリダ州は 2021 年 5 月 1 日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、また、オレゴン州など一部の州は 2021 年 6 月 4 日以降、順次、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 米国政府により、日本への渡航はレベル 3 の「渡航の再検討」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前 72 時間以内に取得した陰性証明書の提示が義務付けられているほか、帰国後、3～5 日後に PCR 検査を受検のうえ自宅での 7 日間の自己隔離、PCR 検査を受検しない場合は 10 日間の自宅等での待機等が求められている。なお、ワクチン接種完了者は隔離不要となるが、3～5 日後の PCR 検査で陽性となった場合には隔離が求められる。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 9 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、500 人（対 2019 年同月比 98.2%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等の対象となっている。
- ・ カナダ政府により、日本への渡航はレベル 3 の「不要な渡航の自粛」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前 72 時間以内に取得した陰性証明書の提示、上陸時の PCR 検査の受検及び 3 日間の政府指定ホテルでの待機、8 日目の PCR 検査再受検、14 日間の隔離等が義務付けられている。なお、政府指定のワクチンを入国 14 日前以前に 2 回接種済みの場合、3 日間の政府指定ホテルでの待機、8 日目の PCR 検査再受検、14 日間の隔離が不要となる。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 9 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、200 人（対 2019 年同月比 95.8%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 9 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、1,300 人（対 2019 年同月比 95.0%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証

の効力停止等の対象となっている。なお、2021年8月14日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、旅行を開始する日の3日前以降のPCR検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後2日目以前及び8日目以降のPCR検査受検、10日間の隔離等が求められている。なお、入国後5日目の任意のPCR検査の受検により陰性であれば、自己隔離の早期終了が可能となる。また、英国等一部の指定国にてワクチン接種を完了した者は、10日間の隔離及び入国後8日目以降のPCR検査受検が免除される。

・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、1,800人（対2019年同月比94.2%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年8月14日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・フランス政府により、長距離の公共交通手段の利用には衛生パスポートの提示が義務付けられている。自国民の日本からの入国については、出発72時間前以内のPCR検査陰性証明書又は抗原検査陰性証明書の提出が求められているが、ワクチン接種済みの者に関してはこれらの提出が不要となる。

※ 「衛生パスポート」とは、フランス政府が定める証明書で、ワクチン接種証明、陰性証明、6か月以内のコロナ罹患からの快復証明のいずれかをいう。

・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、1,000人（対2019年同月比94.2%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・ドイツ政府により、日本への渡航警告が出されている。自国民の日本からの入国については、入国前48時間以内の抗原検査受検及び陰性証明書の提示又はドイツ入国前72時間以内のPCR検査受検及び陰性証明書の提示、10日間の隔離が義務付けられている。なお、ワクチン接種証明書または快復証明書の所持者は隔離が免除される。

・日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、600人（対2019年同月比97.4%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。

・ 自国民の日本からの入国については、入国前72時間以内に実施したスワブ検体による抗原検査又はPCR検査の陰性証明提示、5日間の隔離及び隔離期間終了時の検査受検等が義務付けられている。なお、Covid-19グリーン証明書の所持者は隔離義務及び隔離期間終了後の検査受検が免除となる。

※ 「Covid-19グリーン証明書」とは、イタリア政府が定める証明書で、指定のワクチンを規定回数接種し14日以上が経過していることを示す証明書、COVID-19から治癒し隔離を終了したことを示す証明書、イタリア入国前48時間以内のPCR検査又は抗原検査の陰性証明書のいずれかをいう。

・ 日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ロシアは、800人（対2019年同月比90.4%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、モスクワ州など一部の州が、2021年7月1日以降、順次、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・ 自国民の日本からの入国については、14日間の隔離が義務付けられている。なお、帰国前3日以内に指定されたポータルサイトへのPCR検査の陰性結果を登録した場合、隔離は不要となる。また、ロシア国内で入国前12カ月以内にワクチン接種済又は6カ月以内にCOVID-19から回復済であれば、ワクチン接種証明又はCOVID-19の回復証明のポータルサイトへの登録でPCR検査の陰性結果に替えることができる。

・ 日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、600人（対2019年同月比97.0%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年7月1日以降、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・ 日本への直行便は、2021年9月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

● 中東地域は、700人（対2019年同月比88.8%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域として、トルコは2021年7月9日以降、オマーンは7月24日以降、イスラエルは8月14日以降、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。また、アラブ首長国連邦は2021年7月9日以降、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び6日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されている。なお、サウジアラビアではワクチン第2接種完了又は第1接種から14日以上経過している人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、カタールではカタール国内で承認されているワクチンの接種完了者は入国後の隔離が免除されるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。
- ・ 日本への直行便は、2021年9月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2021年9月8日現在)